

## 介護保険福祉用具購入と住宅改修の償還払い及び受領委任払いについて

介護保険を利用した福祉用具購入や住宅改修をするときは、購入・改修費用の全額をいったん事業者を支払い、その後に保険給付の対象となる金額（9割、8割または7割）が給付される償還払いが原則となっています。

甲州市では平成25年7月1日から、希望する方について、利用者が初めから費用の1割負担分（一定以上所得者は2割または3割）だけを事業者を支払い、残りの負担分は市が直接事業者を支払う受領委任払いの利用が可能となりました。

### ★対象者★

- ・要介護、要支援認定を受けている方
- ・在宅で生活されている方

※甲州市では、受領委任払い取り扱い事業者の登録制はありません。

※生活保護受給者はこちらの受領委任払い制度で対応してください。

### ○工事着工・支給までの流れ

資格の確認（要支援・要介護認定がある。または申請中である。）

↓

ケアマネージャー等と相談・必要性の判断

↓

事業者への見積り依頼

↓

書類が整ったのち市へ事前申請（生活保護の方は支払いの関係上、福祉課生活保護担当の方へ許可をもらい、許可を受けたことを介護保険担当へお伝えください。）

↓

市からの着工許可

↓

工事の施工・工事費の支払い

↓

市への支給申請

↓

市からご本人（家族）、及び事業者へ支給決定・保険給付（9割、8割または7割分）の支給

## ○償還払いと受領委任払いの手続きの流れについて

- ・住宅改修、福祉用具購入ともに介護保険の認定を持っている者に限る。

### ★償還払いの場合★

#### ●福祉用具購入

事前申請に必要な書類はありません。

#### 【事後申請に必要な書類】

1. 介護保険居宅介護（介護予防）福祉用具購入費支給申請書
2. 利用者あての購入費用の領収書
3. 購入する品目（値段付）が掲載されているカタログ・パンフレット等
4. 委任状（本人と口座名義人が異なる場合）

#### ●住宅改修

#### 【事前申請に必要な書類】

1. 住宅改修が必要な理由書
2. 住宅改修箇所を示す平面図
3. 工事見積書（工事一式とせず工事内容がわかるように）
4. 住宅改修前の状態が確認できる写真（撮影年月日を写真内に必ず印字）
5. 住宅所有者の承諾書（所有者が本人ではない場合）
6. 使用する品目（値段付）が掲載されているカタログ・パンフレット等

#### 【支給申請に必要な書類】

1. 介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費支給申請書
2. 委任状（本人と口座名義人が異なる場合）
3. 工事内訳書（見積書と変更点がない場合は不要）
4. 利用者あての改修費用の領収書
5. 住宅改修後の状態が確認できる写真（撮影年月日を写真内に必ず印字、事前の写真と比較できるよう同角度から、全体が確認できるもの）

★受領委任払いの場合★

●福祉用具購入

【事前申請に必要な書類】

1. 介護保険福祉用具購入費受領委任払い承認申請書
2. 介護保険福祉用具購入費受領委任払いに係る同意書
3. 購入する品目（値段付）が掲載されているカタログ・パンフレット等
4. 購入する品目の見積書

【支給申請に必要な書類】

1. 介護保険福祉用具購入費支給申請書
2. 利用者あての購入費用の領収書（利用者負担額である 1割、2割又は3割分を記載したもの）

●住宅改修

【事前申請に必要な書類】

1. 介護保険住宅改修費受領委任払い承認申請書
2. 介護保険住宅改修費受領委任払いに係る同意書
3. 住宅改修が必要な理由書
4. 住宅改修箇所を示す平面図
5. 工事見積書（工事一式とせず工事内容がわかるように）
6. 住宅改修前の状態が確認できる写真（撮影年月日を写真内に必ず印字）
7. 住宅所有者の承諾書（所有者が本人ではない場合）
8. 使用する品目（値段付）が掲載されているカタログ・パンフレット等

■受領委任払に対する決定通知が本人宅に届いた後に着工。

【支給申請に必要な書類】

1. 介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費支給申請書（口座の欄は空欄）
2. 工事内訳書（見積書と変更点がない場合は不要）
3. 利用者あての改修費用の領収書（利用者負担額である 1割、2割又は3割分を記載したもの）
4. 住宅改修後の状態が確認できる写真（撮影年月日を写真内に必ず印字）

## ★注意点

- ・事前申請の際の受領委任払い承認申請書は支給のためのものではなく、あくまで受領委任払いに対して許可するものであるため、事後には今までどおり支給の申請書が必要です。
- ・受領委任払い制度を利用して福祉用具の購入・住宅改修をする場合は、事前申請をして承認を受けている必要があります。  
承認を受ける前に購入・着工した場合は、受領委任払い制度の利用ができませんのでご注意ください。
- ・福祉用具の購入の際には指定された業者から購入してください。
- ・住宅改修の着工の許可が出た後に、変更点があった場合は介護保険担当へ必ずご連絡ください。許可なく変更があった場合には支給ができない場合があります。
- ・事前申請の際に複雑な工事であったり、工事費用が高額である場合、その場での許可が出せず、一度介護保険担当のほうで現地の確認をさせていただく場合がありますので、急ぎの工事などの際には早めの申請をお願いします。
- ・生活保護受給者は受領委任払い制度で対応してください。
- ・本人が入院中の場合は、住宅改修が必要と認められないため住宅改修費は支給できません。ただし、退院後の住宅について予め改修しておくことも必要と考えられますので、事前に市に確認のうえ住宅改修を行い、退院後に支給申請することは差し支えありません。この場合、退院しないこととなったときは支給申請ができないため全額自己負担となりますので注意してください。

その他ご不明な点がございましたら甲州市役所介護保険担当（TEL0553-32-5066）までご連絡ください。